

中間置場の整備・運営に係る基本計画 概要版

【1. 経緯及び目的】

中間置場の設置については、霞台厚生施設組合で策定した一般廃棄物処理施設整備基本構想の中で、ごみ処理広域化に伴う搬入車両台数を平準化し、地元住民の安心安全な生活を確保するとともに、施設が遠方化する住民への負担軽減策を目的としております。また、4市町の協定書にも事業の位置付け等を規定しています。

【2. 現況整理】

中間置場には4市町で発生したごみのうち、ごみ種を限定し搬入する計画ですが、中間置場の計画ごみ量としては茨城美野里環境組合区域分を想定量とします。

【3. 運營業務概要】

・設置場所

現在の茨城美野里環境組合クリーンセンター敷地

・搬入日、時間

週5日開設（曜日：月～金、祝日は除く） 受付時間 8:30～15:30

・職員配置：正職員 2名（※新施設等に配置される15名の内数）

その他 6名程度の委託等による

【4. 搬入ごみの種類、形状、受入基準】

・中間置場に搬入するごみ

4市町で発生した下記のごみ種について取扱います。また、①・②・⑥については収集運搬分も受け付けます。

事業系ごみは新広域ごみ処理施設へ搬入することとします。

①ガラス、陶磁器類（板ガラス、強化ガラス、耐熱ガラス、コップ、陶器等）

②粗大ごみ（家具、畳、布団、自転車等）

③草木類（剪定枝や草等）

④紙類（新聞紙・チラシ、雑誌、段ボール、紙パック、その他紙容器等）

⑤古布（古着類、カーテン、シーツ、布団カバー等）

⑥びん類（無色びん、茶色びん、その他びん）

⑦その他（蛍光灯、電球、水銀体温計、乾電池、使い捨てライター等）

【5. 搬出ごみの種類、形状、搬出基準】

・中間置場から新広域ごみ処理施設へ搬出するごみ

②粗大ごみ、⑦その他

・中間置場から資源化業者が直接搬出するごみ

①ガラス、陶磁器類、②粗大ごみの一部（前処理せず引取可能なもの）、③草木類

④紙類、⑤古布、⑥びん類

【6. 搬入・搬出フロー】



【 7. 解体・整備計画 】

地域計画（2期：5ヵ年計画）を令和2年度中に策定し，設計業務・既存施設の解体・跡地整備（※サテライトセンターとしてストックヤードを整備）に最大限循環型社会形成推進交付金を活用するように計画します。

※循環型社会形成推進交付金取扱要領 18. (1)新設に係る事業の「ア. マテリアルリサイクル推進施設のうち，サテライトセンターについては，地域におけるごみ処理の広域化・集約化に伴って，ごみ焼却施設の跡地を利用して整備するものに限る。」に基づき交付金を活用します。

(1) 事業スケジュール

下表に基づき事業を推進します。また，3年毎に事業効果検証を行ない，現状の確認・再検討を図り，時代に即したリサイクル事業の発展的な推進を図ります。



(2) 交付対象となる費用

- ・ 解体設計業務委託費
- ・ 跡地整備設計業務委託費
- ・ 解体工事費
- ・ 跡地整備費
- ・ 事務所，計量器の設置費

※解体工事にかかる期間によっては，ストックヤード整備が令和5年度以降になる可能性があります。

※3年毎の事業効果検証を行ない，現状の確認・再検討を図ります。

【 9. 発生するコスト 】

(1) ランニングコスト試算

- ・ 中間置場に係る経費・・・約 13,000 千円/年
※組合職員分の人件費は含んでいません。

(2) イニシャルコスト試算

- ・ 跡地整備（サテライトセンター整備）・・・ 4 市町負担

事業費	：	30,950 千円
（内訳） 交付金	：	10,497 千円
一般財源	：	20,453 千円

※なお、上記コストは現時点での概算であり今後変動する可能性があります。